

空き家バンクに登録した空き家に隣接する小規模農地 取得に限り、農地法第3条の下限面積を緩和する措置について

目的：農地取得の下限面積を特例的に引き下げること、空き家とその空き家に隣接する小規模農地（いわゆる「屋敷畑」）の耕作放棄地化を防止・解消し、農村集落の環境を守るとともに市内外からの新規就農希望者の移住・定住を促進することを目的とします。

概要：農地を取得するには農地法第3条の許可が必要ですが、その許可要件のひとつとして農地取得後の面積要件があります。この**面積要件を下記の場合に限り、特例的に1㎡まで引き下げる**こと（別段面積）で空き家に隣接する「屋敷畑」の取得を容易にし、菜園等小規模な農地で農業をしたい移住者のニーズに対応します。

条件：1 対象となる者…原則として下記の要件をすべて満たす個人

- ① 市内外からの移住者
- ② 名張市空き家バンクに登録した空き家とその空き家に隣接する小規模農地を取得する者
- ③ 取得した農地を常時耕作する者

2：対象となる農地

下記の要件を満たした農地で、事前に別段の区域を登録することが必要です。（末尾の「具体的な登録手続きの流れ（※1）」を参照）

- ① 耕作するのに適当と認められる程度の面積であること
（家庭菜園等、生産した農産物を自家消費できる程度の面積）
- ② 農地の一部または全部が耕作放棄地、または今後耕作放棄地になる可能性がある農地
- ③ 地域の農業経営に影響を与える可能性のない農地
- ④ その他農地法第3条の権利移転要件（※2）を満たす農地

3：対象外農地…以下の農地は、屋敷畑であってもこの緩和措置の対象にはなりません。

- ① 貸借権（利用権）、地上権等が設定された農地
- ② 農地中間管理権が設定されている農地
- ③ 農作業受委託契約がされている農地
- ④ 多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業の対象となっている農地